

芦屋市条例第 3 1 号

芦屋市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市職員等の旅費に関する条例)

第 1 条 芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和 4 1 年芦屋市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、<u>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 4 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、法令又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。</u> (用語の意義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方自治法第 2 0 4 条第 1 項の職員をいう。 (2) 出張 職員が公務のため一時その<u>在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者</u>	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、法令又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。 (用語の意義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方自治法<u>（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）</u>第 2 0 4 条第 1 項の職員をいう。 (2) 出張 職員が公務のため一時その<u>勤務庁</u>を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れ

改正後	改正前
<u>(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。以下同じ。)</u> <u>を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</u> (3) 赴任 <u>新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</u> (4) 帰任 職員が死亡した場合において、<u>当該職員の遺族が生活の根拠</u>となる地に旅行することをいう。 (5) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>職員と生計を一にするもの</u>をいう。 (6) (略) (7) <u>旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したもの</u>をいう。	て旅行することをいう。 (3) 赴任 <u>新たに採用された職員が、採用に伴い住所若しくは居所から勤務庁に旅行することをいう。</u> (4) 帰任 職員が退職し、又は死亡した場合において、<u>その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地</u>となる地に旅行することをいう。 (5) <u>扶養親族</u> 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、<u>主として職員の収入によつて生計を維持しているもの</u>をいう。 (6) (略) <u>2 この条例において「何級の職務」という場合には、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による当該級</u>

改正後	改正前
(旅費の支給) 第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。 2 職員又はその遺族が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1) 職員が<u>出張又は赴任のための旅行中に</u>退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員 (2) 職員が<u>出張又は赴任のための旅行中に</u>死亡した場合には、当該職員の遺族 (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族 3 (略) 4 職員<u>又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合</u>には、当該職員等に対し、旅費を支給する。<u>ただし、芦屋市の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第14号）その他の条例により実費弁償又は費用弁償を受けることができる場合を除く。</u>	<u>の職務（行政職給料表の適用を受けない職員については、規則で定める。）をいうものとする。この場合において、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員は、同表の1級の職務にある者とみなす。</u> 3 この条例において「何何地」という場合には、市町村の存する<u>地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいう。</u> (旅費の支給) 第3条 職員が出張し又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。 2 職員又はその遺族が次の各号の<u>一に</u>該当する場合は、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1) 職員が<u>出張のため旅行中に</u>退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員 (2) 職員が<u>出張のため、旅行中に</u>死亡した場合には、当該職員の遺族 (3) <u>勤続2年以上の職員が死亡した場合</u>において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族 3 (略) 4 職員が、<u>当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、又は職員以外の者が市の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合</u>は、当該職員等に対し、旅費を支給する。

改正後	改正前
5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u> 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u> 7 <u>第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u> （旅行命令等） 第4条 <u>次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令等によつて行わなければならない。</u> (1) <u>前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令</u> (2) <u>前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼</u> 2 （略） 3 旅行命令権者は、既に発した<u>旅行命令等の変更</u>をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の	5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者<u>（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u> 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>旅行中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額。以下同じ。）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u> （旅行命令等） 第4条 <u>旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行なう者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によつて行なわなければならない。</u> 2 （略） 3 旅行命令権者は、既に発した<u>旅行命令等を変更する</u>必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規

改正後	改正前
規定による旅行者の申請に基づき、<u>その変更をする</u>ことができる。 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、<u>又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。</u> 5 <u>前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。</u> （旅行命令等に従わない旅行） 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更を受けた</u>旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の<u>変更の申請</u>をしなければならない。 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の<u>変更の申請</u>をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、<u>できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請</u>をしなければならない。 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は<u>申請をしたが</u>その変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、<u>旅行命令等</u>に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受け	定による旅行者の申請に基づき、<u>これを変更する</u>ことができる。 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、<u>又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行なわなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけすみやかに、旅行命令簿等に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</u> 5 <u>旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。</u> （旅行命令等に従わない旅行） 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更された</u>旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の<u>変更を申請</u>しなければならない。 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の<u>変更を申請する</u>いとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後<u>できるだけすみやかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更を申請</u>しなければならない。 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は<u>申請したが</u>その変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、<u>旅行命令簿等</u>に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受

改正後	改正前
ることができる。 <u>(旅費の種目)</u> 第6条 <u>旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。</u> 2～4 (略) 5 <u>その他の交通費は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、実費額により支給する。</u> 6 <u>宿泊費は、第14条の額を上限とした実費額により支給する。</u> 7 <u>包括宿泊費は、第15条に規定する合計額により支給する。</u> 8 <u>宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u> 9 <u>転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。</u> 10 <u>着後滞在費は、第18条に規定する額を支給する。</u> 11 <u>家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。</u>	けることができる。 <u>(旅費の種類)</u> 第6条 <u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料とする。</u> 2～4 (略) 5 <u>車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。</u> 6 <u>日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。</u> 7 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。</u> 8 <u>食事料は、旅行中の夜数（宿泊料を支給する場合を除く。）に応じ1夜当りの定額により支給する。早朝に出発し、又は夜中に帰着する旅行についても食事料を支給することができる。</u> 9 <u>日額旅費は、旅行のうち第22条に規定する旅行について、第1項の普通旅費に代えて支給する。</u>
<u>(旅費の計算)</u> 第7条 <u>旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する種目及び第10条から第19条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</u>	<u>(旅費の計算)</u> 第7条 <u>旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行しがたい場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</u>

改正後	改正前
	<u>第 8 条 旅費計算上の旅行日数は、第 3 項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては 4 0 0 キロメートル、水路旅行にあつては 2 0 0 キロメートル、陸路旅行にあつては 5 0 キロメートルについて 1 日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。</u> <u>2 前項ただし書の規定により通算した日数に 1 日未満の端数を生じたときは、これを 1 日とする。</u> <u>3 第 3 条第 2 項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第 1 項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</u> <u>第 9 条 旅行者が同一地域（第 2 条第 3 項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して、滞在日数 1 5 日をこえる場合にはそのこえる日数について定額の 1 0 分の 2 に相当する額、滞在日数 3 0 日をこえる場合にはそのこえる日数についての定額の 1 0 分の 3 に相当する額に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。</u> <u>2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。</u> <u>第 1 0 条 私事のために勤務地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合には、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費を支給する。ただし、その旅費額は、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額をこえることができない。</u> <u>第 1 1 条 1 日の旅行において、日当について定額を異にする理由が生じた場合においては、額の多い分の定額による日当を支給</u>

改正後	改正前
(旅費の請求手続) <u>第8条</u> 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。 3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。 4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているとき	する。 <u>第12条</u> 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。 (旅費の請求手続) <u>第13条</u> 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払にかかる旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求にかかる旅費額のうち、その書類を提出しなかつたためその旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。 2 概算払にかかる旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後できるだけすみやかに、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。 3 支払担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、できるだけすみやかに、当該過払金を返納させなければならない。

改正後	改正前
<u>は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。</u> <u>5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものと同みなす。</u> <u>6 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類並びに第2項及び第3項に規定する期間は、規則で定める。</u> <u>（職員の旅費の級別及び区分）</u> <u>第9条 職員の旅費における級別及び区分については、別表第1のとおりとする。</u> （鉄道賃） <u>第10条 鉄道賃は、鉄道（国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第5条に規定する鉄道をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> (1) <u>運賃</u> (2) <u>急行料金</u> (3) <u>寝台料金</u>	<u>4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式は、規則で定める。</u> <u>（職員以外の者の旅費）</u> <u>第14条 第3条第4項の規定により職員以外の者に対して支給する旅費は、法令又は他の条例に定めがある場合を除くほか、任命権者が市長に協議して定める旅費とする。</u> （鉄道賃） <u>第15条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び急行料金による。</u> (1) <u>運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、別表第1に定める運賃</u> (2) <u>運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</u> (3) <u>急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、これらの規定による運賃の等級と同一等級の急行料金</u>

改正後	改正前
<u>(4) 座席指定料金</u> <u>(5) 特別車両料金（別表第 1 級別 1 級の者に限る。）</u> <u>(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u> 2 <u>前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</u> (船賃) <u>第 1 1 条 船賃は、船舶（政令第 6 条に規定する船舶をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> (1) <u>運賃</u> (2) <u>寝台料金</u> (3) <u>座席指定料金</u> (4) <u>特別船室料金（別表第 1 級別 1 級の者に限る。）</u> (5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u>	2 <u>前項第 3 号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。</u> <u>(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道 1 0 0 キロメートル以上のもの</u> <u>(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道 5 0 キロメートル以上のもの</u> (船賃) <u>第 1 6 条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金による。</u> (1) <u>運賃の等級を 3 階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、別表第 1 に定める運賃</u> (2) <u>運賃の等級を 2 階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</u> (3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合においては、その乗船に要する運賃</u> (4) <u>特別船席料金その他船室の特別の設備を利用するための料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合においては、前 2 号に規定する運賃のほか、当該料金（寝台料金を除く。）</u> (5) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合においては、前各号に掲げる運賃及び料金のほか、現に支払つた寝台料金</u>

改正後	改正前
<u>(宿泊手当)</u> <u>第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員の例に準じて規則で定める1夜当たりの定額とする。</u> <u>(転居費)</u> <u>第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</u>	<u>2 前項に規定する食事料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。</u> <u>3 第6条第8項後段に規定する食事料については、1回につき3,500円を超えない範囲内で規則で定める。</u> <u>(日額旅費)</u> <u>第22条 第6条第9項の規定による日額旅費は、職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のための旅行について定額をもつて支給し、その支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる普通旅費についてこの条例で定める基準をこえることができない。</u> <u>(近接地及び勤務地内旅行の旅費)</u> <u>第23条 近接地及び勤務地内の旅行については、第15条から第21条まで及び第24条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り支給する。</u> <u>(1) 交通機関を利用する必要がある場合は、これに要する鉄道賃、船賃及び車賃の実費（運賃の等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には最下級の運賃）</u> <u>(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合（勤務地内及び勤務地から10キロメートル未満の近接地に旅行するときを除く。）には、1日につき別表第1の日当定額の2分の1に相当する額の日当</u> <u>(3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料</u> <u>2 近接地の範囲は、規則で定める。</u>

改正後	改正前
<u>における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</u> <u>2 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</u> （退職者等の旅費） <u>第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u> <u>2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u> <u>3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u> （遺族の旅費） <u>第21条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u>	（退職者等の旅費） <u>第25条 第3条第2項第1号の規定により職員が出張中に退職等となつた場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u> <u>(1) 退職等となつた日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までのその者の退職前の職務相当の旅費</u> <u>(2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧勤務地までのその者の退職前の職務相当の旅費</u> （遺族の旅費） <u>第26条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要するその者の死亡前の職務相当の旅費とする。</u> <u>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u> <u>3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、遺族1人ごとに、その帰住の際における年令に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。</u> <u>(1) 12才以上の者については、職員の死亡当時の職務相当の鉄道賃、船賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び食事料</u>

改正後	改正前
<u>(職員以外の者の旅費)</u> <u>第 2 2 条 第 3 条第 4 項の規定により職員以外の者に対して支給する旅費は、法令又は他の条例に定めがある場合を除くほか、任命権者が市長と協議して定める旅費とする。</u> <u>(外国旅行の旅費)</u> <u>第 2 3 条 外国旅行の旅費は、国家公務員の例に準じて、任命権者が市長と協議して定める旅費とする。</u> <u>(旅費の支給額の上限)</u> <u>第 2 4 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第 1 0 条第 1 項各号、第 1 1 条第 1 項各号、第 1 2 条第 1</u>	<u>の 3 分の 2 に相当する額</u> <u>(2) 1 2 才未満 6 才以上の者については、前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額</u> <u>(3) 6 才未満の者については、職員の死亡当時の職務相当の日当、宿泊料及び食事料の 3 分の 1 に相当する額。ただし、6 才未満の者を 3 人以上随伴するときは、2 人をこえる者ごとに職員の死亡当時の職務相当の鉄道賃及び船賃の 2 分の 1 に相当する金額を加算する。</u> <u>(外国旅行の旅費)</u> <u>第 2 7 条 外国旅行については、国家公務員の外国旅行の旅費の例に準じて、任命権者が市長と協議して定める額を旅費として支給する。</u> <u>2 外国旅行中に本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに付属する島の存する領域をいう。以下同じ。）を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前各条に定めるところによる。ただし、外国航路の船舶または航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食事料又は本邦に到着した日までの日当及び食事料については、前項に定めるところによる。</u> <u>(赴任旅費)</u> <u>第 2 7 条の 2 地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 の規定による職員が赴任する場合は、国家公務員の旅費の例に準じて、任命権者が市長と協議して定める額を旅費として支給する。</u>

改正後	改正前
<u>項各号及び第 1 3 条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u> <u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、第 1 4 条、第 1 5 条、第 1 7 条、第 1 8 条及び第 1 9 条第 1 項に掲げる各費用について、当該各条及び第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u> （旅費の調整） <u>第 2 5 条</u> 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合<u>その他旅行における</u>特別の事情により又は<u>旅行の性質上</u>この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、<u>その実費を超える部分の旅費</u>又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。 <u>2</u> 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。	（旅費の調整） <u>第 2 8 条</u> 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、<u>その他当該旅行における</u>特別の事情により又は<u>当該旅行の性質上</u>この条例の規定による旅費を支給した場合には、<u>不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費</u>又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。 <u>2</u> 任命権者は、別表第 1 の級別 2 級の者が、級別 1 級に該当する者又は同等の旅費の支給を受ける者に随行する旅行のため、<u>これらの者と同等の旅費を支給しなければ公務上支障をきたすと認めるときは、当該随行者に規則で定めるところにより級別 1 級の旅費を支給することができる。</u> <u>3</u> 任命権者は、<u>前項に定めるもののほか旅行者が、この条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。ただし、宿泊料については、この条例で定める額を超えて支給する必要がある場合、その超える金額は 2, 0 0 0 円以内でなければならな</u>

改正後

(旅費の返納)

第 2 6 条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、当該任命権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(補則)

第 2 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 (第 9 条から第 1 1 条まで関係)

級別	職務区分
1 級	市長、副市長、教育長及び病院事業管理者
2 級	1 級の項に掲げる以外の者

改正前

い。

(旅費の特例)

第 2 9 条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 1 5 条第 3 項若しくは第 6 4 条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第 1 5 条第 3 項若しくは第 6 4 条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(規則への委任)

第 3 0 条 この条例の実施について必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 (第 1 5 条、第 1 6 条、第 1 8 条から第 2 1 条まで及び第 2 3 条関係)

級別	職務区分	鉄道賃	船賃	車賃 (1 キロメートルにつき)	日当 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)	食事料 (1 夜につき)
1 級	市長、副市長及び教育	普通運賃	1 等運賃	円 37	円 3, 500	円 15, 000	円 3, 500

改正後		改正前						
		長						
	2 級	1 級から 8 級までの職務にある者	普通運賃	特別 2 等運賃	37	3, 000	14, 000	3, 000

（芦屋市議会事務局条例の一部改正）

第 2 条 芦屋市議会事務局条例（昭和 2 5 年芦屋市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 8 条 局員に対する給料、手当その他諸給与並びに服務分限懲戒等に関しては、別に定めるものの外、それぞれ市役所の例に拠る。	第 8 条 局員に対する給料、 <u>旅費</u> 、手当、 <u>退隠料</u> その他諸給与並びに服務分限懲戒等に関しては、別に定めるものの外、それぞれ市役所の例に拠る。

（芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 3 条 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年芦屋市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
(旅費)					(旅費)				
第6条 (略)					第6条 (略)				
2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、別表のとおりとする。					2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食料とし、その額は、別表のとおりとする。				
3 前項の旅費の支給については、この条例で定めるもののほか、芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号。以下「旅費条例」という。）の規定を準用する。					3 前項の旅費の支給については、この条例で定めるもののほか、芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号）の規定を準用する。 <u>この場合において、同条例の規定中「勤務地」とあるのは、「居住地」と読み替えるものとする。</u>				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
区分		支給単位	報酬額（円）	旅費の額	区分		支給単位	報酬額（円）	旅費の額
芦屋市教育委員会	委員	月額	175,500	旅費条例別表第1級別1級の者の旅費相当額	芦屋市教育委員会	委員	月額	175,500	芦屋市職員等の旅費に関する条例（以下この表において「旅費条例」という。）別表第1級別1級の者の旅費相当額
芦屋市選挙管理委員会	委員長	月額	139,900		芦屋市選挙管理委員会	委員長	月額	139,900	
	委員	月額	85,900			委員	月額	85,900	
芦屋市監査委員	識見を有する者のうちから選任された委員	月額	212,400		芦屋市監査委員	識見を有する者のうちから選任された委員	月額	212,400	
	議会の議員のうちから選任された委員	月額	43,200			議会の議員のうちから選任された委員	月額	43,200	
芦屋市公平委員会	委員長	月額	72,400		芦屋市公平委員会	委員長	月額	72,400	
	委員	月額	56,200			委員	月額	56,200	
固定資産評価員		月額	159,300		固定資産評価員		月額	159,300	
芦屋市固定資産評価審査委員会	委員長	日額	19,800		芦屋市固定資産評価審査委員会	委員長	日額	19,800	
	委員	日額	14,400			委員	日額	14,400	

改正後		改正前	
選挙長～その他の特別職の職員	(略)	選挙長～その他の特別職の職員	(略)

(芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和43年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の給与の支給について必要な事項を定めるものとする。 (1)～(3) (略)	芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与<u>及び旅費</u>に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の給与<u>及び旅費</u>の支給について必要な事項を定めるものとする。 (1)～(3) (略) <u>(旅費)</u> 第6条 特別職の職員が公務のため旅行するときは、<u>旅費を支給する。</u> <u>(旅費の種類、額及び支給方法)</u> 第7条 <u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿</u>

改正後	改正前
(給与の支給方法) <u>第6条</u> (略)	<u>泊料及び食事料とし、その額その他の支給について必要な事項は、別に条例で定める。</u> (給与の支給方法) <u>第8条</u> (略)

(芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年芦屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(出張に係る費用の弁償) 第14条 (略) 2 出張に係る費用の弁償は、芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号）の規定により一般職の職員に支給される旅費の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員は、<u>同条例別表第1級別2級の者とみなす。</u>	(出張に係る費用の弁償) 第14条 (略) 2 出張に係る費用の弁償は、芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号）の規定により一般職の職員に支給される旅費の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員は、<u>給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級の職務にある者とみなす。</u>

(芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第6条 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成21年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
芦屋市病院事業管理者の <u>給与</u> に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の給与について必要な事項を定めるものとする。 (給与の支給方法) <u>第4条</u> 給与の支給方法については、一般職の職員の例による。	芦屋市病院事業管理者の <u>給与等</u> に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の給与 <u>及び旅費</u> について必要な事項を定めるものとする。 <u>(旅費)</u> <u>第4条</u> 管理者が公務のため旅行するときは、旅費を支給する。 <u>2 管理者の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料とし、その額は、芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号）別表第1級別1級の者に支給する額に相当する額とする。</u> (給与 <u>及び旅費</u> の支給方法) <u>第5条</u> 給与 <u>及び旅費</u> の支給方法については、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
(芦屋市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の芦屋市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の

日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の芦屋市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する部分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職（免職を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
（芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 6 施行日前に出発した旅行については、第3条の規定による改正後の芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 7 施行日前に出発した旅行については、第4条の規定による改正後の芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 8 施行日前に出発した旅行については、第6条の規定による改正後の芦屋市病院事業管理者の給与に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（市長の退職手当の特例に関する条例の一部改正）
- 9 市長の退職手当の特例に関する条例（令和8年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。
第1条中「芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」を「芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例」に改め、第1条及び第2条中「常勤特別職給与等条例」を「常勤特別職給与条例」に改める。